

## お知らせ

# 常陸大宮市議会議員一般選挙のお知らせ

任期満了に伴う「常陸大宮市議会議員一般選挙」が、7月22日(日)に告示され、

**7月29日(日)**に投票が行われます。

皆さんの一番身近な代表者である市議会議員を選ぶ選挙です。棄権せず、必ず投票しましょう。

- **投票時間** 午前7時～午後6時
- **投票場所** 市内42投票所  
(詳しくは投票所入場券でご確認ください)
- **投票方法** 候補者1人の氏名を書いて投票

### ◆投票できる方

【年齢要件】 平成12年7月30日までに生まれた方

【住所要件】 平成30年4月21日までに常陸大宮市に転入届をされた方で、投票する日までに引き続き常陸大宮市に住民登録されている方  
(投票前に常陸大宮市外に転出した方は、投票できません)

### ◆投票所入場券について

- 7月19日(木)から順次、世帯ごとに郵送でお届けします。
- 投票所入場券は、封書様式(1通に最大6人分)で作成しています。投票所入場券が届いたら氏名等の記載内容を確認のうえ、**投票する際は必ずご自分の投票所入場券を切り離して持参してください。**
- 市内全世帯に郵送するため、全世帯に到着するまで3日程度の期間を要します。
- **投票所入場券をお持ちにならなくても、投票は可能です。未到着または紛失された方は、再発行で対応しますので投票所または期日前投票所の係員にその旨をお申し出ください。**

### ◆選挙公報について

候補者の政見などを載せた選挙公報を、**7月25日(水)の新聞(朝刊)折り込み**でお届けします。また、本庁及び各支所窓口配置するとともに市ホームページ上にも掲載しますので、ご利用ください。

なお、上記の方法で選挙公報を見ることができない方は、個別に郵送しますので常陸大宮市選挙管理委員会までご連絡ください。

### ◆期日前投票所について

投票日当日に、仕事や旅行、冠婚葬祭などで投票ができない方は、期日前投票をすることができます。

**期日前投票をされる方は、事前にご自宅などでご自身の投票所入場券の裏面「期日前投票宣誓書」に必要事項を記入のうえ、期日前投票所にお持ちください。**

期日前投票宣誓書	
※期日前投票をする方は、下記宣誓書に必要事項を記入の上、受付にご提出ください。	
宣誓・請求日	平成 30 年 7 月 日
氏 名	
住 所	常陸大宮市
生年月日	明・大・昭・平 年 月 日
事 由	投票日に投票できない理由として、次の 1～6 から該当する事由を 1つ〇で囲んでください。 1 仕事・学業・冠婚葬祭・地域行事 2 外出・旅行・投票区域外への滞在 3 病気・出産 4 交通至難の島等に滞在 5 他の市町村に居住 6 天災・悪天候
私は、常陸大宮市議会議員一般選挙の当日、上記事由に該当する見込みです。 以上、真実に相違ないことを宣言し、投票用紙を請求します。 常陸大宮市選挙管理委員会 委員長 宛	

※ 選挙当日に投票される方は、宣誓書の記入は不要です。

【投票期間】

**7月23日(月)から28日(土)まで**

(選挙当日〔7月29日(日)〕は、期日前投票所では投票できません)

※**7月27日(金)・28日(土)の期日前投票所は大変混雑します**ので、投票日当日に投票所に行けない方は、早めに期日前投票をしましょう。

《**臨時期日前投票所の設置について**》

本庁及び各支所における期日前投票所のほかに、次の臨時期日前投票所を設置します。

臨時期日前投票所	設置期日
山方公民館諸沢第五区分館	7月25日(水)9時～正午
野沢会館	7月25日(水)13時30分～16時30分
檜山公民館	7月26日(木)9時～正午

◆**代理投票について**

心身が不自由で字が書けない方は、代理投票ができます。

代理投票とは、1人の係員が本人の指示に従って投票用紙に記入し、もう1人の係員が指示通りに記入したかを確認して投票する方法です。代理投票を希望する方は、投票所受付で係員にお申し出ください。

また、投票する際に介添えが必要な場合なども係員にお申し出ください。

## ◆不在者投票について

### ・病院や施設での不在者投票

都道府県選挙管理委員会が指定した病院や老人ホーム等へ入院・入所されている方は、その病院や施設等で投票ができます。詳しくは事前に病院長や施設長にお問い合わせください。

### ・他市区町村での不在者投票

長期出張等で選挙期間中に常陸大宮市以外の市区町村に滞在している方は、滞在先の市区町村選挙管理委員会で投票できます。

〈手続きの流れは、以下のとおりです〉

#### ①投票用紙等の請求(本人→常陸大宮市選挙管理委員会)

不在者投票宣誓書兼請求書に必要事項を記入のうえ、市選挙管理委員会に直接または郵送で提出してください。必ず本人が記入してください。電子メールやFAXでは受付することができません。

※不在者投票宣誓書兼請求書は、市ホームページからダウンロードできます。また、市役所及び各支所にも配置しています。

#### ②投票用紙等の交付(常陸大宮市選挙管理委員会→本人)

市選挙管理委員会で選挙人名簿に登録されていることを確認した後、投票用紙等が請求書に記入された滞在先に送付されます。

#### ③不在者投票(滞在先の選挙管理委員会)

投票用紙等が届いたら、その郵便物を開封せずに滞在先の市区町村選挙管理委員会に持参して、投票してください。

※滞在先の市区町村選挙管理委員会以外で、投票用紙等に記入をしたり、同封の不在者投票証明書の入った封筒を開封したりすると不在者投票ができなくなります。

※不在者投票のできる日時は、滞在先の市区町村選挙管理委員会にお問い合わせください。

※投票用紙等の郵送に時間を要しますので、早めに手続きを行ってください。

### ・郵便等による不在者投票

身体に重い障がいがある方で、一定の要件に該当する方は、自宅などで郵便等による不在者投票をすることができます。

#### 1 郵便等投票証明書の申請手続き

##### ①「郵便等投票証明書」の交付申請

【必要な書類】 ア 申請者本人が署名した申請書

(申請書は、市ホームページからダウンロードできます)

イ 身体障害者手帳または戦傷病者手帳若しくは介護保険の被保険者証

##### ②「郵便等投票証明書」の交付

市選挙管理委員会で申請書等を確認し、郵便等投票証明書を郵送します。

※選挙に先立って交付を申請することができます。また、郵便等投票証明書の有効期限が切れている方や紛失された方は、交付の再申請を行ってください。

#### 2 投票用紙等の請求手続き

##### ①「投票用紙等」の請求

【必要な書類】 ア 請求者本人が署名した請求書

(請求書は、市ホームページからダウンロードできます)

イ 郵便等投票証明書

②「投票用紙等」の交付

市選挙管理委員会において請求書を確認後、「投票用紙等」を郵送します。

③不在者投票

投票用紙等を受け取り、候補者氏名を記入し、市選挙管理委員会に郵送してください。

※投票用紙等の請求は、7月25日(水)までに本人から市選挙管理委員会に請求してください。

【郵便等による不在者投票ができる方の区分表】

手帳等の種類	障がい等の種別	障がい等の程度
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級、2級
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級、3級
	免疫、肝臓の障がい	1級～級
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	特別項症～第2項症
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分	要介護5

・郵便等による不在者投票における代理記載制度

郵便等による不在者投票の該当者で、かつ、一定の要件に該当する方は、あらかじめ選挙管理委員会の委員長に届け出た代理記載人(選挙権を有する者に限る)に投票に関する記載をさせることができます。

詳しくは、市選挙管理委員会にお問い合わせください。

◆開票について

【開票日時】 7月29日(日)午後7時30分から

【開票場所】 西部総合公園体育館

常陸大宮市工業団地25番地 電話 52-5223

◆開票結果のお知らせ

開票結果は、防災行政無線及び市ホームページ (<http://www.city.hitachiomiya.lg.jp/>) でお知らせします。

問 常陸大宮市選挙管理委員会(本庁 総務課内) ☎52-1111 内線319